

# 第6回 豊島区議会 議会報告会 報告書



日 時：令和3年5月15日（土）  
14時～15時  
場 所：豊島区本会議場



目 次

1	開催までの経緯等	. . . . .	P 1
2	運営に係る役割	. . . . .	P 1
3	当日の準備	. . . . .	P 2
4	当日の進行	. . . . .	P 2
5	当日の配布資料	. . . . .	P 5
6	当日視聴人数及び録画中継を視聴した人数	. . . . .	P 6
7	ご質問、ご意見	. . . . .	P 7
8	アンケート結果	. . . . .	P 7
9	まとめ	. . . . .	P 8
○	別紙 アンケート結果		
○	参考資料		

## 1. 開催までの経緯等

令和2年 9月 4日	第1回議会報告会実行委員会
令和2年10月27日	第2回議会報告会実行委員会
令和2年12月17日	第3回議会報告会実行委員会
令和3年 1月13日	第4回議会報告会実行委員会
令和3年 2月 2日	第5回議会報告会実行委員会
令和3年 3月30日	第6回議会報告会実行委員会
令和3年 4月12日	合同区政連絡会にてポスター掲示依頼
令和3年 4月15日	議会報告会 全体打ち合わせ会
令和3年 5月15日	第6回議会報告会（インターネット中継にて）
令和3年 5月20日	第7回議会報告会実行委員会
令和3年 6月10日	第8回議会報告会実行委員会

## 2. 運営に係る役割

### 1. 〈当日の運営に係る役割〉

- ① 司会進行（「池田裕一」議会報告会実行委員長）
- ② 開会挨拶（「村上宇一」議長）
- ③ 「区議会の仕組み」説明（「ふまミチ」議会報告会実行副委員長）
- ④ 予算委員会報告（「磯一昭」予算特別委員長）
- ⑤ 常任委員会報告（「松下創一郎」総務委員長、「里中郁男」区民厚生委員長、「根岸光洋」都市整備委員長、「芳賀竜朗」子ども文教委員長）
- ⑥ 閉会挨拶（「河原弘明」副議長）

※その他各係に関しては参考資料にて

### 3. 当日の準備

- |       |                           |
|-------|---------------------------|
| 12:30 | 全議員集合、全議員集合写真撮影、各係最終打ち合わせ |
| 12:45 | 各係による準備作業                 |
| 13:15 | 全体リハーサル                   |
| 13:45 | 開会までの諸準備                  |
| 14:00 | 開会・インターネット中継開始            |

### 4. 当日の進行

#### 1) 司会挨拶 「池田裕一」 議会報告会実行委員長

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・第6回豊島区議会「議会報告会」開会宣言。</li><li>・本日の流れについて説明。</li><li>・無観客開催、質問、ご意見、アンケートについてのお願い。</li></ul> |
|--|

#### 2) 開会挨拶 「村上宇一」 議長

<p>第6回目の議会報告会。緊急事態宣言発出により無観客での開催となりました。昨年はコロナ禍にあり中止となりましたが、今年は当初よりインターネットによるライブ中継を行うことを予定していたため、無観客、インターネットによるライブ中継にて、議会報告会を行うこととしました。</p>
--

<p>豊島区議会のコロナ対策について紹介します。本会議では、採決を必要としない場合には議員の半数程度の出席にて行っています。議長席並びに発言場所の演壇にはアクリル板を設置し、委員会においては、各委員間の距離をとり、アクリル板を設置しています。更には、本会議、委員会ともに、区の理事者については関係理事者のみの出席としています。また、出席委員が陽性又は濃厚接触者等に該当した場合、委員会においては、オンラインでの出席ができるよう体制を整え、実際にオンライン参加での委員会も行われました。そのほかにも委員会室前には消毒液を設置し、窓を開け、換気も行っており、コロナ対策を行った上で、豊島区議会は行われています。区民の皆様にとって議会活動の一端をご理解いただける場となることを期待します。</p>
---

### 3) 区議会の仕組み 「ふまミチ」 議会報告会実行副委員長

「豊島区自治の推進に関する基本条例」を引用しながら区議会の仕組みと役割、区議会と区長の関係（二元代表制）、議会運営のあり方、区議会の仕事、定例会、常任委員会の内容等について説明しました。

### 4) 予算特別委員会審査内容 「磯一昭」 予算特別委員長

第15号議案（一般会計予算）から第18号議案（3特別会計予算）までの4議案は議長指名による18名の予算特別委員会に付託されました。3月2日の総括質疑を皮切りに、9日間にわたり審査を行いました。

最終日の3月17日には、各会派より原案について賛否の意見が開陳され、採決の結果、4議案について、いずれも賛成多数により原案を可決すべきものと決定した次第です。

当初予算全体の規模は、一般会計が、1302億2683万8千円、3特別会計が合わせて、553億5044万3千円で総額1855億7728万1千円となっております。これは、前年度と比較して3億6283万6千円の減、率にして0.2%のマイナスとなり、過去3番目の財政規模であります。

3年度予算の特徴として3点あげると、1、大幅な歳入減の中でも、区民生活をしっかりと支える予算、2、感染症の拡大防止と社会経済活動の両立を図った予算、3、SDGs未来都市の実現を目指し、新たな躍進を生み出す予算となっております。

審査の中でもっとも質疑の多かった「防災対策について」と「新型コロナウイルス感染症対策について」を委員からの質問、理事者からの答弁というかたちで各4点ずつ申し上げ、本委員会の報告とさせて頂きました。

### 5) 第一回定例会での各常任委員会審査内容の報告

#### ①総務委員会 「松下創一郎」 総務委員長

・第8号議案「山手線池袋・大塚間西巣鴨橋新設工事委託契約について」工期と契約金額について説明しました。

・第9号議案「旧第十中学校跡地への野外スポーツ施設整備・管理運営事業設計・建設・工事管理に関する委託契約について」計画概要と契約方式について説明しました。

・3陳情第4号「女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書提出についての陳情」陳情概要と結果について説明しました。

## ②区民厚生委員会 「里中郁男」区民厚生委員長

- ・第20号議案 豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例で保険料率の改定等の改正内容と議論のポイントを説明しました。
- ・第3号議案 豊島区介護保険条例の一部を改正する条例について、審査内容と議論のポイントを説明しました。
- ・3陳情第3号東京都の都立病院・公社病院の「地方独立行政法人化」について審査内容と議論のポイントを説明し、陳情の賛否について報告しました。

## ③都市整備委員会 「根岸光洋」都市整備委員長

- ・第6号議案「豊島区立児童遊園条例の一部を改正する条例」は、区民ひろば池袋及び池袋第二区民集会室の改築に伴い、池袋四丁目児童遊園の敷地を同敷地に編入するため、池袋四丁目児童遊園を廃止するもので、改正の理由、内容、施行期日、現況を説明しました。
  - ・第7号議案「豊島区立公衆便所条例の一部を改正する条例」は、大塚駅周辺整備事業に伴い、「大塚駅公衆便所」の撤去・新設工事の実施により、公衆便所の設置位置が移動するため、住所を変更するもので、改正理由、内容施行期日、位置、施設概要、工事スケジュールを説明しました。
- 本委員会では、慎重に審査した結果、両議案は異議なく原案が可決したことを報告しました。

## ④子ども文教委員会 「芳賀竜朗」子ども文教委員長

- ・第11号議案「豊島区立舞台芸術交流センターの指定管理者の指定について」並びに、第12号議案「豊島区立地域文化創造館の指定管理者の指定について」共に公益財団法人としま未来文財団化を指定管理者として指定される旨、審査内容と議論のポイントを説明しました。
- ・報告事項6「令和3年度 小学校移動教室・中学校移動教室」についてコロナ禍にあっても代替行事として実施した状況を報告しました。

## 6) 閉会挨拶 「河原弘明」副議長

昨年は中止になった議会報告会ではありますが、今年はコロナ禍の中、様々な試行を重ね本会議場での開催になりました。

しかしながら、緊急事態宣言下により区民の皆様に参加頂けなかったことは残念に思います。議会の中でも新型コロナウイルス感染症に対する対応が中心になった1年でありました。

また区民の皆様は安心、安全を守るため、議会と行政がともに対応をしてきました。豊島区議会では、この議会報告会だけでなく本会議、各委員会も、傍聴はもとより、ネット中継が行われています。是非議員の発言をお聴き頂き、議会に対するご理解を深めて頂くと共に、ご意見ご要望を頂戴したいと思います。

高齢者に対するワクチン接種が始まりますが新型コロナウイルス感染症の収束は見えません。緊急事態宣言も延長されました。

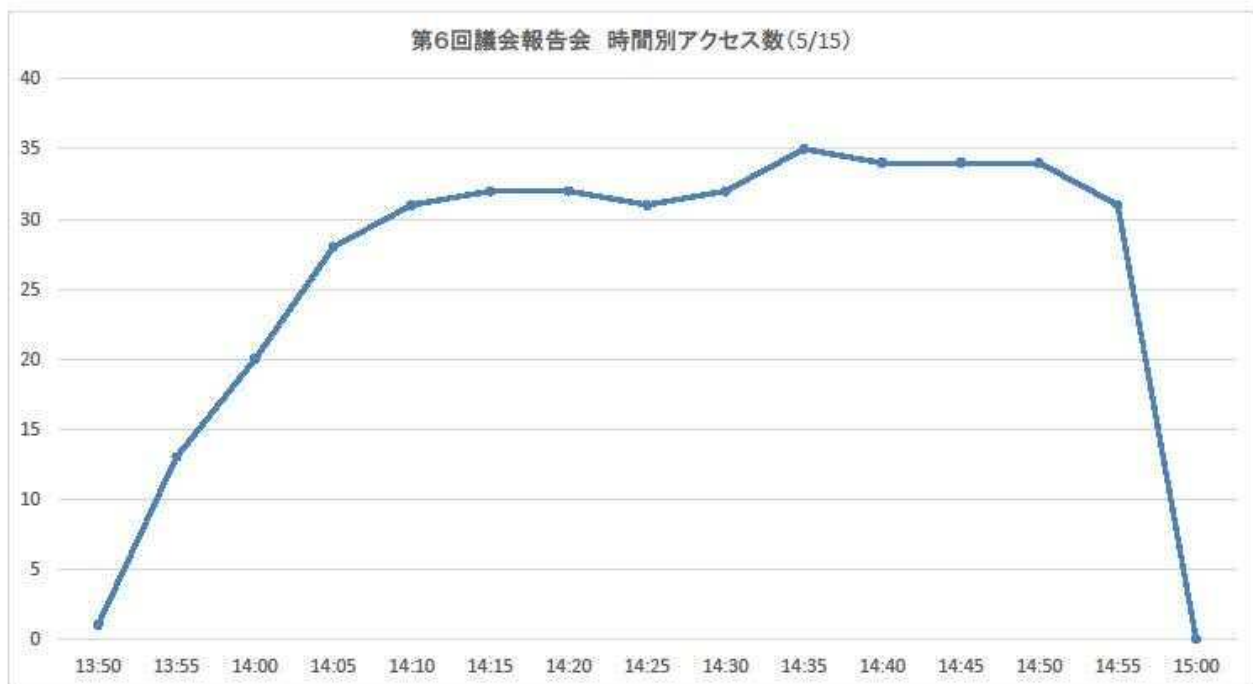
何とぞ、引き続きの感染防止対策をお願いします。

## 5. 当日の配布資料（ご案内が届かず来場した方の為に）

- ① 第6回豊島区議会 議会報告会次第
- ② 議会報告会にご参加のみなさまへ ～お願い～
- ③ としま区議会のはなし 2021
- ④ 説明用資料
- ⑤ 区議会だより（5月1日発行分）



## 6. 当日視聴人数及び録画中継を視聴した人数



	13:50	13:55	14:00	14:05	14:10	14:15	14:20	14:25	14:30	14:35	14:40	14:45	14:50	14:55	15:00
アクセス数	1	13	20	28	31	32	32	31	32	35	34	34	34	31	0



	5/19(水)	5/20(木)	5/21(金)	5/22(土)	5/23(日)	5/24(月)	5/25(火)	5/26(水)	5/27(木)	5/28(金)	5/29(土)	5/30(日)	5/31(月)	合計
アクセス数	34	29	110	11	2	11	33	25	2	8	4	4	9	282

※5/21(金)は豊島区公式ツイッターに録画中継を公開した旨の投稿をしたため、アクセス数が増えたと考える。



## 7. いただいたご質問、ご意見

### ご質問

Q1. 最初から最後まで議員が準備しているのか。

回答：「池田裕一」議会報告会実行委員長

議員が主体となり、実行委員会を重ね、準備、報告会当日、事後の報告書作成を行っています。

### ご意見

- オンラインで実施いただいたことで、コロナ禍でも議会活動について知ることができた。
- 説明がわかりやすかった。
- ホームページに終了予定時間の記載がなかった。事前に教えてほしい。
- 配信で見ていると、1時間は少し長く感じた。
- 区民の参加がなかったことにより、より一方的な報告だった。
- 無観客開催という言葉が気になった。区民は観客でなく区政の主体者。
- 区民と双方向のやりとりができることを期待していた。オンラインでも zoom を使うことで、その場で意見を受け付けることもできる。区民のための開かれた議会を実現してほしい。
- コロナ禍で傍聴を諦めている区民の傍聴の権利を保証するためにも、委員会のオンライン中継を実現してほしい。

回答：「池田裕一」議会報告会実行委員長

ご意見を頂きありがとうございます。

ひとつひとつのご意見を受け止め、来年以降の議会報告会の参考にさせていただきます。

## 8. アンケート結果 ※別紙参照

## 9.まとめ

分かりやすく開かれた議会を目指して、議会活動の一端を公開し、区民の政治参加を促進するために開催してきた豊島区議会 議会報告会も今年で6回目となりました。昨年は、コロナ禍にあり議会報告会を開催することができませんでした。実行委員会において昨年までの反省点を踏まえ議論を重ね、今回は会場での開催と合わせて、インターネット中継を同時に行うこととし、準備を進めてまいりました。

まず実行委員会において、今回は会場を本会議場にて行うこととしました。本会議場は区政の重要議案を審議する場であり、本会議場に入ったことのある区民の方も少なく、これを機に区民により区議会への関心をもってもらう為にも有効であること、更にはインターネット中継機材もある点などを考慮し、決定しました。しかしながら当日は、緊急事態宣言下ということで、会場への区民の皆様をお招きすることは出来ませんでした。インターネット中継による報告会が行えたことは、評価できるものと考えます。その上で、会場内とネット中継の同時進行が果たして出来たのか、質問などは双方向でのやりとりが出来ないことなど課題も見えてきました。

また例年同様に、今年も議員全員の参加・協力にて当日の準備、運営、片付けまでの役割を決めさせていただきました。しかしながら、会場内に区民の皆様をお招きできず、担当の役目を行うことが出来ない係もありましたが、議員全員で行うという意義は必要ではないかと思えます。

今後は、議会報告会の運営も含めて課題について更なる検討を行い、より良い議会報告会になるようつなげてまいりたいと思えます。

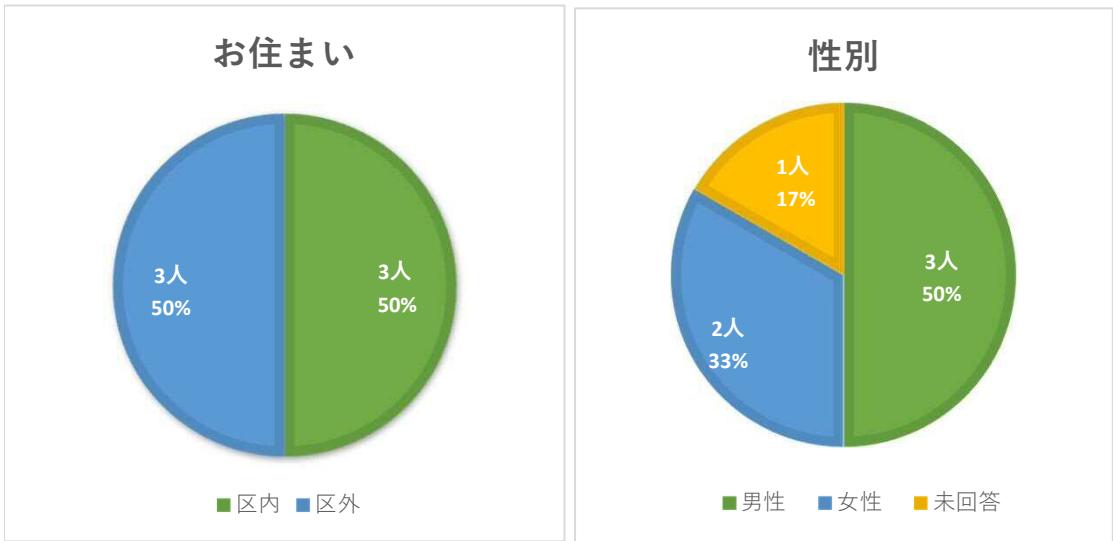
第6回豊島区議会報告会 実行委員長 池田裕一

議会報告会アンケート回答者数 (人)	6
--------------------	---

※アンケート締切り 令和3年5月31日 (月)

【問1】 (人)

お住まい		性別		
区内	区外	男性	女性	未回答
3	3	3	2	1

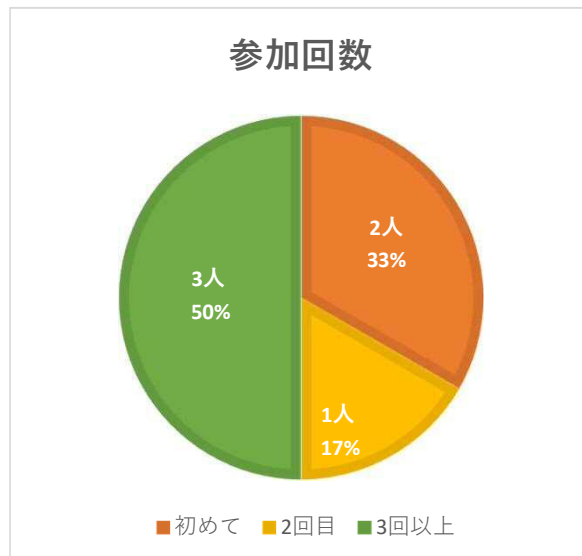


(人)

年齢							
20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
0	3	0	0	1	2	0	0

【問2】 (人)

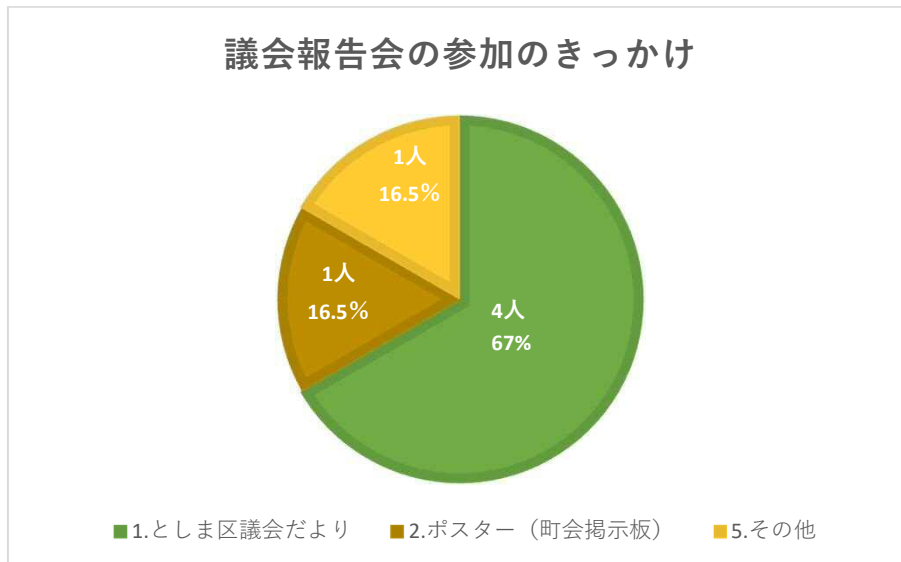
参加回数		
初めて	2回目	3回以上
2	1	3



【問3】

(人)

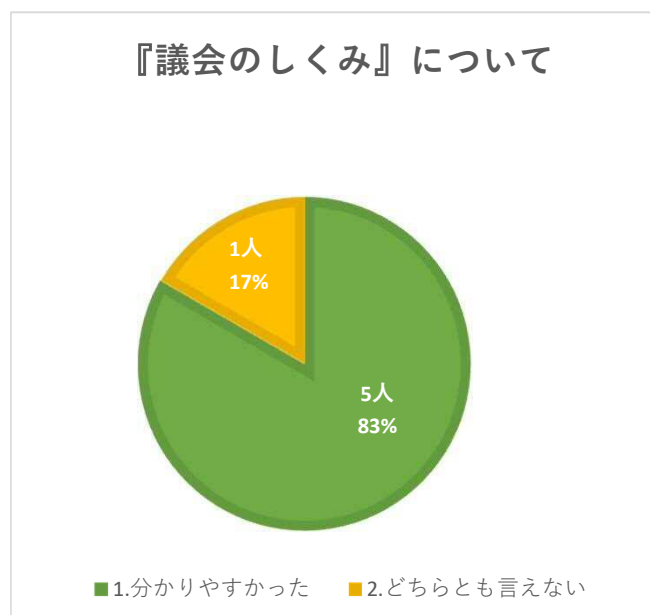
議会報告会の参加のきっかけ				
1. としま区議会だより	2. ポスター（町会掲示板）	3. 広報としま	4. 議員から直接きいた	5. その他
4	1	0	0	1



【問4】

(人)

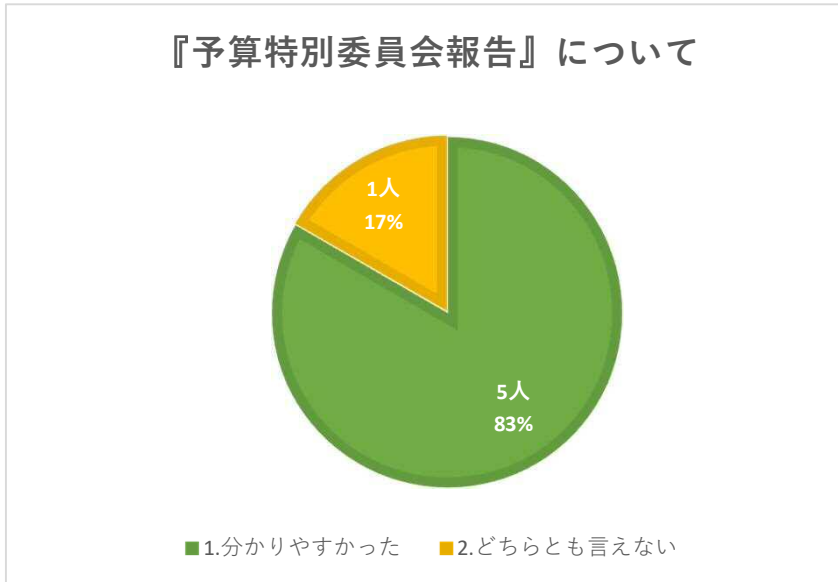
『議会のしくみ』について		
1. 分かりやすかった	2. どちらとも言えない	3. 分かりにくかった
5	1	0



【問5】

(人)

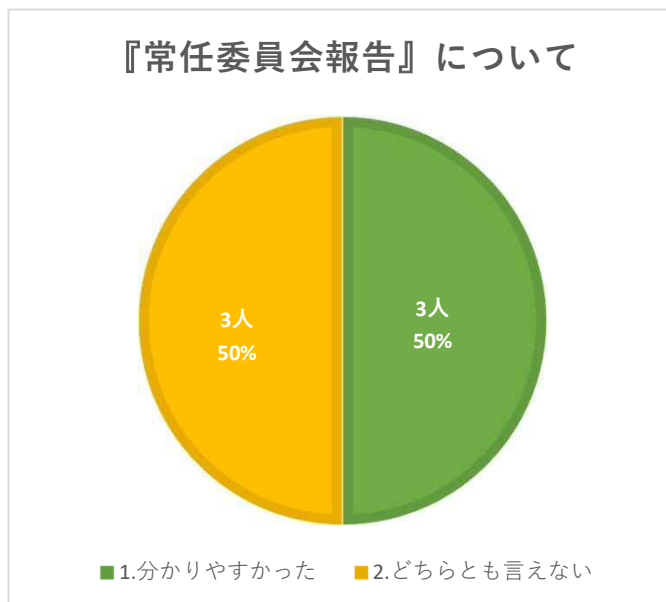
『予算特別委員会報告』について		
1. 分かりやすかった	2. どちらとも言えない	3. 分かりにくかった
5	1	0



【問6】

(人)

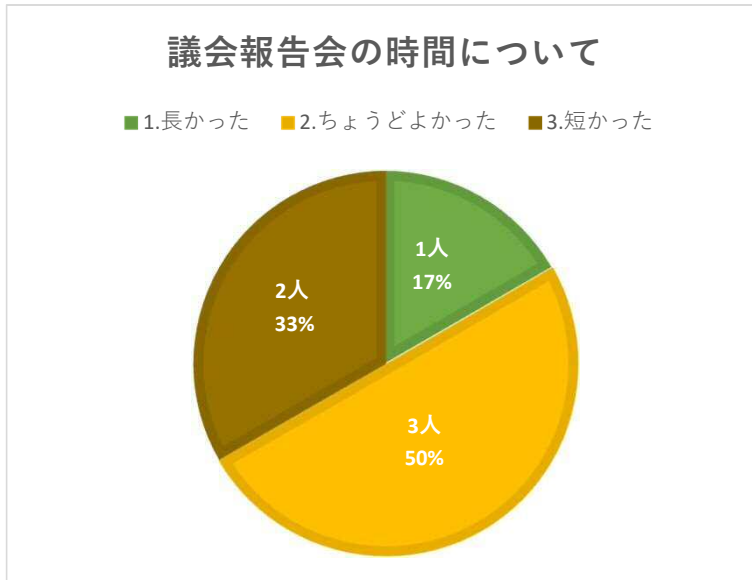
『常任委員会報告』について		
1. 分かりやすかった	2. どちらとも言えない	3. 分かりにくかった
3	3	0



【問7】

(人)

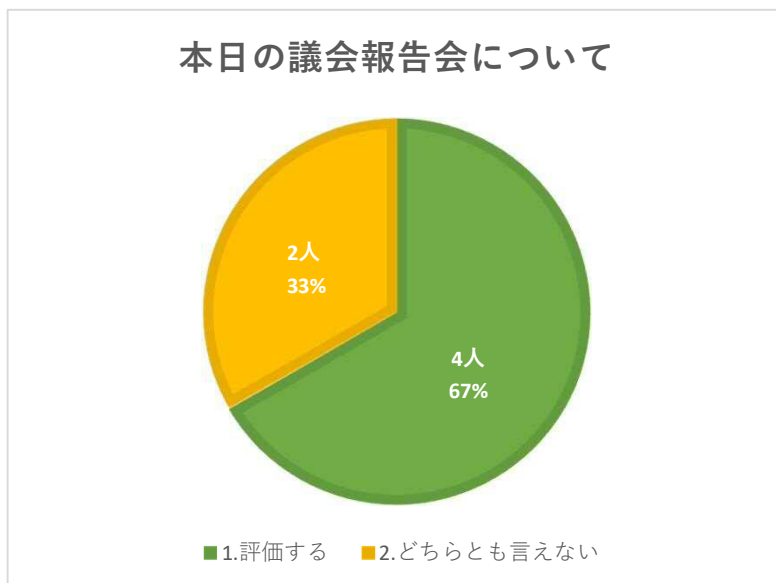
議会報告会の時間について		
1. 長かった	2. ちょうどよかった	3. 短かった
1	3	2



【問8】

(人)

本日の議会報告会について		
1. 評価する	2. どちらとも言えない	3. 評価しない
4	2	0



# 参 考 資 料

1	豊島区議会 議会報告会実施要綱	・・・	P	1
2	議会報告会のルール	・・・	P	2
3	議会報告会 役割分担表	・・・	P	5
4	議会報告会 各係の主な役割	・・・	P	6
5	議会報告会 当日の会場レイアウト	・・・	P	7
6	第6回豊島区議会 議会報告会 次第	・・・	P	9
7	議会報告会にご参加のみなさまへ ～お願い～	・・・	P	10
8	議会報告会 アンケート	・・・	P	11
9	議会報告会 当日の説明資料	・・・	P	12

この参考資料は本会議場に来場者を招いて開催することを想定し、作成した資料です。  
令和3年5月15日の議会報告会は緊急事態宣言の発令に伴い、インターネット中継によるオンライン開催に変更となりましたので、実際の進行とは一部異なります。



## 豊島区議会 議会報告会実施要綱

〔平成27年7月16日〕  
正副幹事長会決定

### （目的）

第1条 この要綱は、議会自らの意思決定の内容を区民に報告する議会報告会（以下「報告会」という。）の実施に関し必要な事項を定め、議会広報広聴の充実を図ることを目的とする。

### （開催時期）

第2条 報告会は、5月又は11月に開催するものとし、開催時期は、正副幹事長会で決定する。

### （開催場所）

第3条 報告会は、区内1箇所以上の会場で開催するものとする。

### （実施体制）

第4条 報告会の実施に当たっては、各会派から選出する実行委員会を編成する。

- 2 実行委員会の委員は、各会派の推薦に従い、正副幹事長会が調整のうえ、議長が決定する。
- 3 実行委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。
- 4 実行委員会の委員長は、報告会の実施に関して、全議員に対し、協力を求めることができるものとする。
- 5 実行委員会の委員の任期は、議長が第2項に規定する決定を行った日から第8条第2項に規定する報告書を議長に提出する日までとする。
- 6 報告会の当日における役割の人選、役割分担は、別途、調整するものとする。

### （報告会の内容）

第5条 報告会の報告事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 議決の概要
- (2) その他、正副幹事長会が必要と認める事項

### （実行委員会の役割）

第6条 実行委員会は、運営方法、日程、会場等の詳細を検討するとともに、事前準備及び報告書の作成等の事後処理を行う。

### （正副幹事長会の承認）

第7条 実行委員会は、運営方法、日程、会場等について正副幹事長会に報告し、承認を得るものとする。

### （議長等への報告）

第8条 実行委員会は、必要に応じ、検討内容を正副幹事長会に報告するものとする。

- 2 実行委員会の委員長は、報告会終了後、速やかに議長に報告書を提出する。
- 3 前項の報告書は、議会図書室に保管するとともに、区議会ホームページに掲載する。

### （記録等）

第9条 報告会における質疑応答等に係る記録は、要点記録とする。

### （その他）

第10条 報告会における会場の設営・運営のすべてを議員自らが行うものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、報告会の実施に係る必要な事項については、正副幹事長会が定める。

### 附則

この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

## 第6回 豊島区議会 議会報告会のルール

### 1. 開催趣旨

地方分権改革が進展する中、地方議会の果たすべき役割はますます重要となってきた。その責務を果たすべく、より一層、分かりやすく開かれた議会の実現に向けて、議会活動の一端を公開し、区民参加を促進するために、議会報告会を開催する。

### 2. 開催日程・実施会場

議会報告会の開催日程及び実施会場は、次のとおりとする。

日時：令和3年5月15日（土） 午後2時～

会場：豊島区役所8階 本会議場

### 3. 議員の発言

議会報告会における議員の発言は、原則として議会決定事項を中心とし、議員個人の見解を述べることはできないものとする。ただし、本会議等により、公開された情報の範囲において、各会派の態度表明結果を述べることは妨げない。

### 4. 役割分担

議会報告会における当日の主な役割は、次の各号のとおりとする。

なお、必要に応じて役割を追加するとともに、全議員に対し、協力を求めることができるものとする。

その他、名札等を活用し、役割を担う議員の氏名・役割・肩書き等を参加者へ周知する。

- ① 司会進行(委員長)
- ② 「区議会のしくみ」説明(副委員長)
- ③ 開会挨拶(議長)
- ④ 閉会挨拶(副議長)
- ⑤ 予算報告者(予算特別委員会正副委員長)
- ⑥ 常任委員会報告者(原則として、各常任委員長4名及びその他の委員4名の計8名  
：会派のバランスに配慮し、選出)
- ⑦ 全体の進行責任者・委員長補助(副委員長)
- ⑧ 受付係
- ⑨ 記録係
- ⑩ 会場設営係
- ⑪ 運営補助係

## 5. 報告内容

報告内容は、区議会のしくみ及び令和3年第1回定例会における委員会の審査内容とし、詳細は次の各号のとおりとする。

- ① 区議会のしくみについて  
議会のしくみや活動内容等について、副委員長が報告する。
- ② 予算の内容について  
予算における主要事業や総括質問の概要、各会派における討論内容、議決結果等について、予算特別委員会正副委員長が報告する。
- ③ 常任委員会報告の内容について  
本会議における委員会報告の例に準じ、本会議で報告された内容の範囲で、原則として各常任委員長が報告する。

なお、報告内容に関しては、時間配分に留意し、事前に正副委員長が確認する。

## 6. 記録

記録係の議員が議会報告会の経過を記録する。

報告会中の録音、写真、ビデオ撮影を行う（撮影範囲外の席を確認する。）。

議事については要点・概要等を記載し、実行委員会へ報告する（議事録は作成しない。）。

なお、報告書作成との連携を考慮するものとする。

## 7. 次第等

報告会の開催次第は、原則、次のとおりとする。

- ① 開会挨拶（3分）（議長）
- ② 委員長挨拶、区議会のしくみ（5分）（委員長・副委員長）
- ③ 議会報告（60分：予算特別委員会報告20分、常任委員会報告計40分）
- ④ 質疑・ご意見（39分）（原則として【質疑応答時のルール】に基づき行う（参加者のご意見提言も含む）。）
- ⑤ 閉会挨拶（3分）（副議長）

## 8. 配布資料

議会報告会実行委員会にて今後、検討する。

## 9. 周知方法

チラシ及びポスターに関しては広報編集委員会で検討する。その他の周知方法については、議会報告会実行委員会において検討する。

## 10. 質疑応答

- ① 質疑応答時のルールについて  
議会報告会における質疑は、原則として、報告した内容の範囲に限り、受け付ける。

② 回答方法について

原則として、当該委員会の委員長またはその他の議員がその場で回答する。

回答に時間を要するためその場での回答が困難な質問の回答方法については、正副幹事長会に報告し別途処理する。

1 1. 結果報告等

① 報告書・回答書について

「議会報告会の報告書」と「質疑に対する回答書」は分けて作成し、期間を定め、ホームページ等に掲載、公表する。

② アンケートについて

参加者向け及び議員向けアンケートの作成・集計を行い、その結果を次回以降の議会報告会に活用する。

1 2. その他

① 実行委員会・議員の役割について

議会報告会における会場の設営・運営のすべてを議員自らが行うものとする。

なお、実行委員会において、運営方法を決定し、全体に係る作業を行う。作業内容の詳細は各係が決定し、必要に応じて各係責任者は、決定事項を実行委員会に報告し、又は協議するものとする。

実行委員会は、必要に応じ、実行委員会以外の議員に対しても、適宜協力を要請することができるものとする。

また、役割の有無にかかわらず、全議員の参加を求めることとする。

② その他

その他、本ルールに定めのない事項に関し、疑義が生じた場合は、適宜、正副委員長と協議し、決定することとするが、正副委員長において、なお協議を要すると判断される場合は、実行委員会を臨時開催するなど、円滑な報告会の実施に向け、弾力的な運営に努める。

### 第6回 豊島区議会 議会報告会 役割分担表

#### 1 役割分担(各党派等の推薦人数)

(当日の運営に係る役割分担) \*全議員が必ずどこかに配置

◎ 係責任者

役割分担	自民党 豊島区議団 (9名)	公明党 (7名)	都民ファースト の会・民主 (7名)	日本共産党 (4名)	無所属の会 (4名)	立憲としま (3名)	元気の会 テレビ改革党 (2名)	計
①司会進行(委員長)	池田							1名
②「議会のしくみ」説明、進行補佐(副委員長)		ふま						1名
③開会挨拶(議長)	村上							1名
④閉会挨拶(副議長)			河原					1名
⑤常任委員会報告	松下 芳賀	根岸	里中					5名
⑥予算委員会報告	磯							
(登壇者)							—	9名 (8名)
⑦全体の進行責任者	ふま 副委員長(兼務)							
⑧受付係	藤澤	高橋	◎星	渡辺	入江		小林(弘)	6名
*⑨記録係	◎竹下	辻	中澤	小林(ひ)	塚田	さくま		6名
⑩会場設営係	石橋	木下	細川	儀武	◎ふるぼう	古堺		6名
⑪運営補助係	有里	◎島村 西山	永野 元谷	清水	わがい	川瀬	くつざわ	9名
計	9名	7名	7名	4名	4名	3名	2名	36名

・①～⑥の登壇者の党派バランス等に応じて、⑧～⑪は党派等内及び党派等間で必要に応じて変更する。

(事前・事後の役割分担) \*全議員は必ずしも入らない。

◎ 係責任者

役割分担	自民党 豊島区議団	公明党	都民ファースト の会・民主	日本共産党	無所属の会	立憲としま	元気の会 テレビ改革党	計
⑫⑬ポスター作成、 報告会お知らせ	◎藤澤	ふま	元谷	清水	塚田	川瀬		6名
⑭資料作成(紙・パワー ポイント)	松下 有里	木下	細川	渡辺	入江	古堺	◎くつざわ	8名
⑮運営次第作成	議会報告会実行委員会							
⑯⑰報告書作成、 回答書作成 (*⑨と兼務)	竹下	辻	中澤	小林(ひ)	塚田	◎さくま		6名
⑱アンケートの 作成・集計	芳賀 石橋	ふま	永野	◎儀武	わがい		小林(弘)	7名
計	6名	4名	4名	4名	4名	3名	2名	27名

※黄色は実行委員

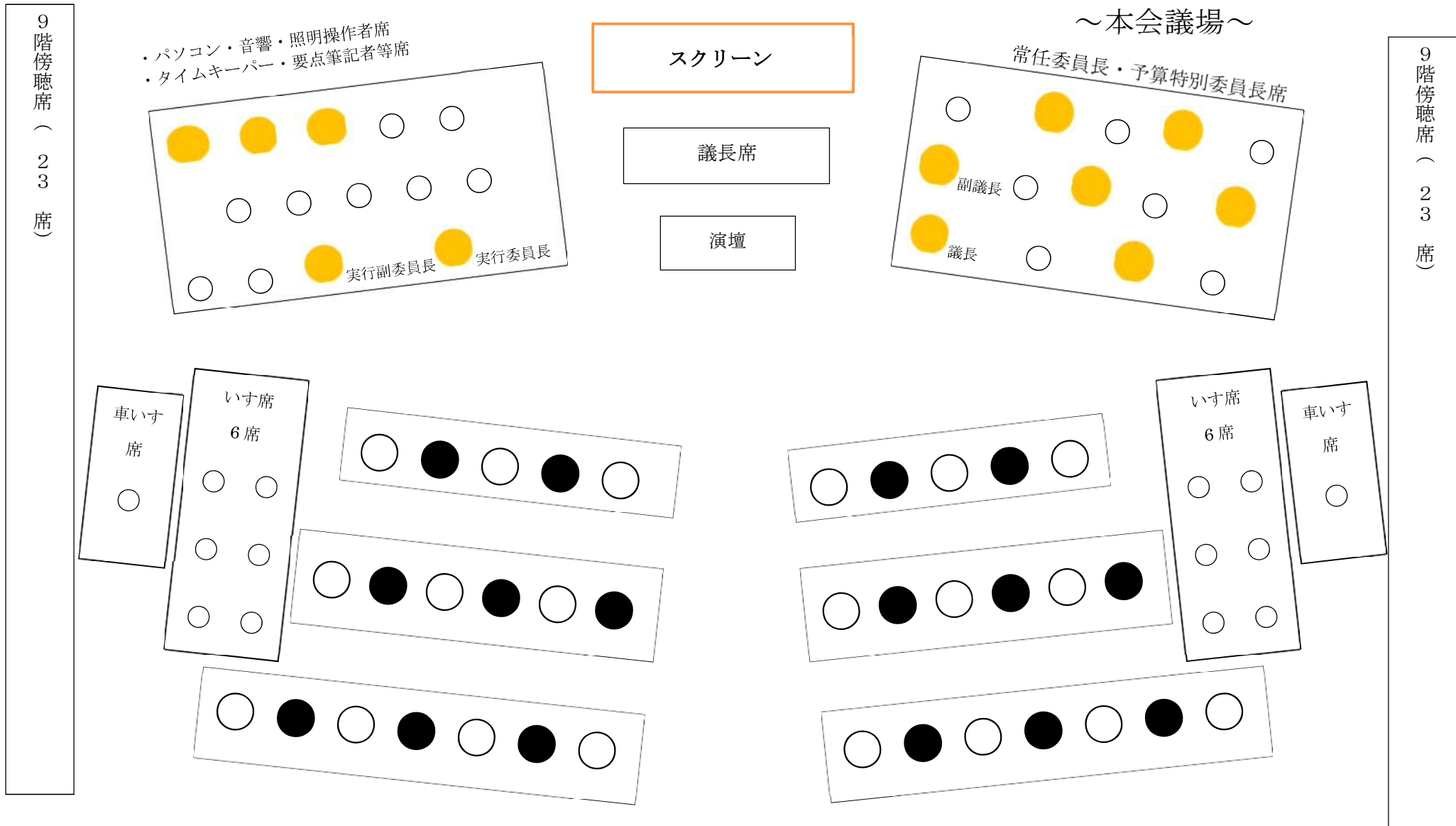
第6回 豊島区議会 議会報告会 各係の主な役割(案)

集合: 令和3年5月15日(土) 10時30分 (本会議場)

主 な 役 割	当 日				45分前		議会報告会開催中				終 了		
	10:30	10:45	~	11:30	13:15	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	~16:40	~16:50
<p>全体の進行責任者 (1名) <b>*ふま副委員長</b></p>	全体への指示、総括												
<p>受付係 (6名) <b>*責任者:星議員</b></p> <p>①受付設営(8階) ②資料袋詰め(作業方法の指示含む) ③受付への案内(1階) ④受付(資料配布・出席人数カウント含む) ⑤傍聴席への案内(9階) ⑥アンケート用紙回収 →実行委員会へ提出 ⑦受付撤収</p>	<p>写真係最終打合せ 全体顔合わせ・議長、 実行委員長あいさつ</p> <p>全員による机・椅子設営 (* 会場設営係が指示)</p>	<p>資料袋詰めの設営</p>	<p>全体リハーサル</p>	<p>受付準備・受付場所待機</p>	<p>誘導人数(1階及び9階)</p>	<p>受付(資料配布・出)</p>	<p>運営補助のため会場</p>	<p>受付撤収用紙回収</p>	<p>全員による机・椅子撤収 (* 会場設営係が指示)</p>	<p>議長・実行委員長 終了挨拶</p>	<p>質問の集約</p>	<p>記録の提出</p>	
<p>記録係 (6名) <b>*責任者:竹下議員</b></p> <p>①準備風景の撮影 ②要点・概要記録 (議事録作成はない) ③録音、写真、ビデオ撮影 →実行委員会に記録提出 ④客席忘れ物確認</p>		<p>撮影範囲外の席を 確認・確保 録音・写真・ビデオ の撮影 準備風景の撮影</p>	<p>録音・確認 開始記録場所待機</p>	<p>録音・概要記録、 ビデオ撮影</p>	<p>客席忘れ物の撤収</p>	<p>機・椅子撤収準備作業 その他片づけ</p>							
<p>会場設営係 (6名) <b>*責任者:ふるぼう議員</b></p> <p>①会場・受付設営 (議場・議員協議会室のスクリーン、机、椅子設営の指示等) ②音響の確認 ③立看板設置 ④会場・座席の案内 (議場、議員協議会室、9階傍聴席) ⑤終了後の片づけ(壇上片づけ・椅子撤去の指示等) ⑥立看板撤去</p>		<p>立音響の確認 資料看板設置の応援</p>	<p>会場・座席の案内 (議場、議員協議会室、傍聴)</p>	<p>会場・座席の案内 (議場、議員協議会室、傍聴)</p>	<p>運営補助</p>	<p>片づけ補助</p>							
<p>運営補助係 (9名) <b>*責任者:島村議員</b></p> <p>①BGM流す ②ハンドマイク出し入れ ③パソコン(パワーポイント)操作 ④照明係 ⑤タイムキーパー ⑥質疑応答時マイク受け渡し (議場、議員協議会室、9階傍聴席) ⑦インターネット中継準備、操作 ⑧手話通訳準備(第3委員会室)</p>		<p>照明・パソコン操作等 手話通訳準備(第3委員会室)</p>	<p>BGM流す</p>	<p>照明・音響操作 インターネット中継</p>	<p>質疑応答時のマイク受け渡し</p>	<p>片づけ補助</p>							

\* 資料作成係・・・前日までに次第、配付資料の印刷

# 第6回 豊島区議会報告会 会場レイアウト





## ～8階 受付～

進入禁止の  
立看板

エレベーター

エレベーター



誘導

受付（アンケート回収）机2

誘導（9階傍聴席）



誘導（8階議場）

EVも可

傍聴席が埋まる→議員協議会室へ

※下りの階段はベルトパーテーションで塞ぐ

議員協議会室

## ～議員協議会室～

机

モニター

キッズスペース

机

机

出入口  
⇒本会議場へ

スクリーン

## ～第3委員会室～

スクリーン

※室内にある



※物品庫 901 より移動

手話  
通訳者



青い幕



手話  
通訳者  
待機

出入口

## 第6回 豊島区議会議会報告会 次第

日時 令和3年5月15日(土)  
午後2時～午後4時  
場所 豊島区議会本会議場  
進行 池田 裕一 議会報告会実行委員長

- 1 開会挨拶【村上 宇一議長】
- 2 委員長挨拶・区議会の仕組み  
【池田 裕一 議会報告会実行委員長、ふま ミチ 議会報告会実行副委員長】
- 3 予算特別委員会審査内容（令和3年度予算について）の報告  
【磯 一昭 予算特別委員長】
- 4 第1回定例会での各常任委員会審査内容の報告
  - ・総務委員会【松下創一郎 総務委員長】
  - ・区民厚生委員会【里中郁男 区民厚生委員長】
  - ・都市整備委員会【根岸光洋 都市整備委員長】
  - ・子ども文教委員会【芳賀竜朗 子ども文教委員長】
- 5 質疑・ご意見
- 6 閉会挨拶【河原 弘明 副議長】

### <配付資料>

- 1 第6回 豊島区議会議会報告会 次第
- 2 議会報告会にご参加のみなさまへ ～お願い～
- 3 としま区議会のはなし
- 4 豊島区議会報告会 説明用資料
- 5 区議会だより（5月1日発行分）
- 6 議会報告会 アンケート

## 議会報告会にご参加のみなさまへ ～お願い～

### 1 傍聴・撮影等についてのお願い

- ① 司会者、説明者など区議会議員については、写真撮影・ビデオ撮影は可能です。他の参加者の妨げにならないように、また運営に支障のない範囲で、着席のまま撮影をお願いいたします。
- ② 客席の撮影はご遠慮願います。
- ③ 今回の議会報告会は本会議場において、インターネットによるライブ中継を実施しております。なお、客席側を映すことはございませんので、ご了承ください。
- ④ 主催者側で、記録用の写真撮影・ビデオ撮影を行います。このときは、客席を撮影することがありますが、外部に公開・提供はいたしません。記録用の撮影に映りたくない場合は、撮影しない会場をご用意しておりますので、係員（区議会議員）までお声掛けください。
- ⑤ 私語はご遠慮願います。
- ⑥ 携帯電話・スマートフォンは、電源を切るか、マナーモードに設定し、会場内での通話はご遠慮願います。
- ⑦ 会場内において、飲食・喫煙をしないでください。ペットボトル等（ふたつきのもの）の持ち込みは可能です。
- ⑧ 同封しておりますアンケートへの回答にご協力をお願いいたします。出口に回収箱を用意しておりますので、お帰りの際にご提出ください。

### 2 報告会での質疑と回答についてのルール

- ① 質疑は、原則として報告会で報告した内容をお願いいたします。
- ② 質問・意見を述べるときは、差し支えがなければお名前とお住まいの町名、職場等を冒頭に述べていただきますようお願いいたします。
- ③ 質問・意見等は、できるだけ多くの方のご発言をお願いしたいので、簡潔をお願いいたします。
- ④ 質問の内容によっては、回答できない場合や後日ホームページで回答させていただく場合があります。

令和3年5月15日 豊島区議会

# 議会報告会 アンケート

本日は、議会報告会にご参加いただきありがとうございます。

今後の議会活動の参考にさせていただきますので、アンケートのご協力をお願いします。

【問1】 ○お住まい ※差し支えない範囲で（例えば 南大塚・要町 等）

・ 区内（ ） ・ 区外（ 区・市）

○性別（ ）

○年齢 ・ 20歳未満 ・ 20代 ・ 30代 ・ 40代 ・ 50代 ・ 60代  
・ 70代 ・ 80代以上

【問2】 参加回数 ・ 初めて ・ 2回目 ・ 3回目以上

【問3】 議会報告会の参加のきっかけ（該当するもの全てに○印）

1. としま区議会だより 2. ポスター（町会掲示板） 3. 広報としま  
4. 議員から直接きいた 5. その他（ ）

【問4】 『議会のしくみ』について

1. 分かりやすかった 2. どちらともいえない 3. 分かりにくかった

【問5】 『予算特別委員会報告』について

1. 分かりやすかった 2. どちらとも言えない 3. 分かりにくかった

【問6】 『常任委員会報告』について

1. 分かりやすかった 2. どちらとも言えない 3. 分かりにくかった

【問7】 議会報告会の時間について

1. 長かった 2. ちょうどよかった 3. 短かった

【問8】 本日の議会報告会について

1. 評価する 2. どちらとも言えない 3. 評価しない

【問9】 本日の議会報告会の感想や議会に対するご意見などをお聞かせください。

後日、豊島区議会事務局（下記送付先）に送っていただいても結構です。

**5月31日（月）までにお送りいただければと思います。ご協力ありがとうございます。**

（FAX：03-3981-3975、E-mail：[A0028903@city.toshima.lg.jp](mailto:A0028903@city.toshima.lg.jp)）

# 第6回

# 豊島区議会 議会報告会



## 議会報告会 次第

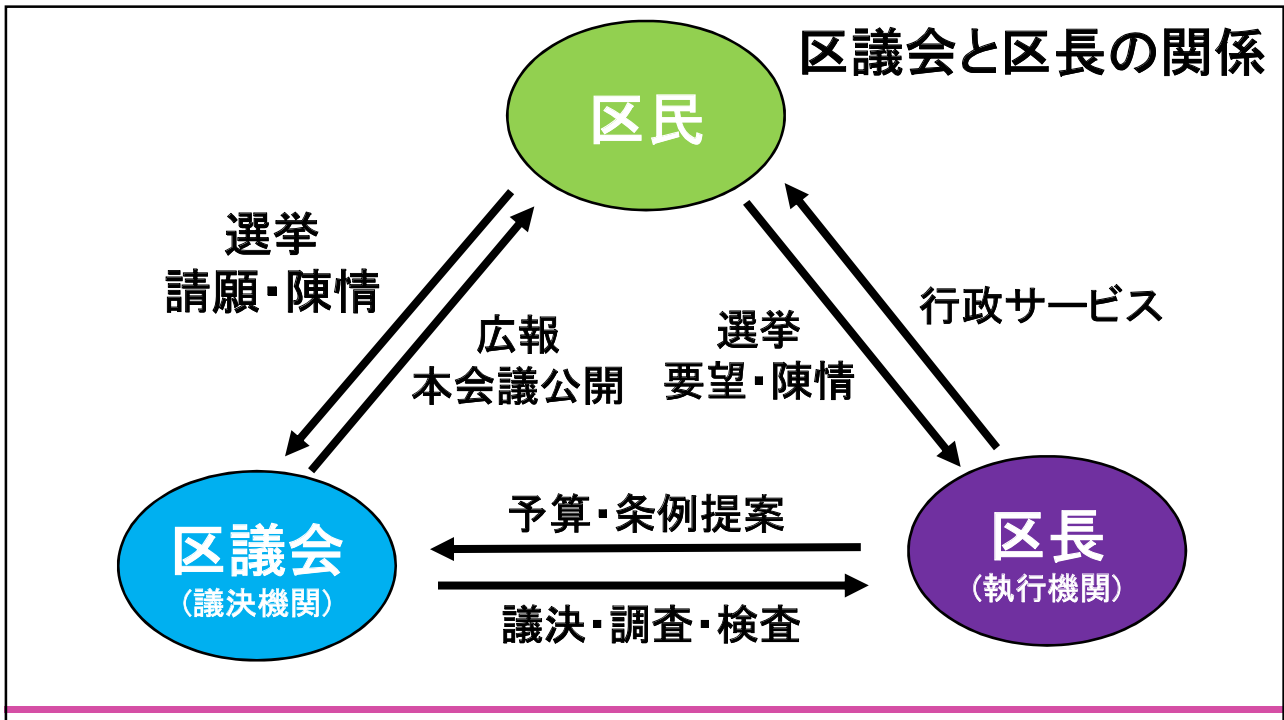
- 区議会の仕組み
- 予算特別委員会報告
- 総務委員会
- 区民厚生委員会
- 都市整備委員会
- 子ども文教委員会
- 質疑・応答





## 第31条 (区議会の役割)

1. 区議会は、自立的な意思決定機能の向上を図るとともに、区民自治の発展を支える役割を果たさなければならない。
2. 区議会は、区民の意思の把握に努め、これを区政に反映させるため、政策の提案及び立法を行わなければならない。
3. 区議会は、区長等が執行する事務・事業に関する検査、調査、意見聴取等の権限を活用し、適正に事務・事業が執行されているかを監視しなければならない。



## 第32条 (議会運営)

1. 区議会は、区民の意思を代表する議事機関としての役割を果たすため、十分な審議を尽くすとともに、円滑な議会運営に努めなければならない。
2. 区議会は、区民と政策情報の共有を図り、議会活動について区民に分かりやすく説明するとともに、議会への区民参加を推進し、開かれた議会運営に努めなければならない。



## 常任委員会

現在4つあり、議員はいずれか1つに入ること、任期は1年と決められています。

総務委員会 (定数9人)	政策経営部、総務部、施設管理部、会計管理室、選挙管理委員会及び監査委員の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に所属しない事項
区民厚生委員会 (定数9人)	区民部及び保健福祉部の所管に関する事項
都市整備委員会 (定数9人)	環境清掃部及び都市整備部の所管に関する事項
子ども文教委員会 (定数9人)	文化商工部、子ども家庭部及び教育委員会の所管に関する事項

## 特別委員会

特定の案件がある場合に設けられ、審査・調査終了により消滅します。現在5つの特別委員会が設置されています。また、予算や決算を審査するための特別委員会は毎年設置されるのが通例となっています。

豊島副都心開発調査特別委員会 (定数36人)	副都心としての開発等の諸問題に関する調査
行財政改革調査特別委員会 (定数9名)	特別区の事務事業及び財政制度に関する事項
環境・清掃対策調査特別委員会 (定数9名)	リサイクル及びごみ問題並びに公害・環境問題に関する調査
防災・震災対策調査特別委員会 (定数9名)	防災拠点、避難路、避難場所等に関する調査
公共施設・公共用地有効活用 対策調査特別委員会 (定数9名)	学校跡地、公共施設及び公共用地のあり方に関する調査

# 令和3年度予算案の概要

磯委員長・木下副委員長

くつざわ委員・藤澤委員・さくま委員・川瀬委員・入江委員・  
西山委員・芳賀委員・池田委員・元谷委員・わがい委員・  
清水委員・辻委員・細川委員・星委員・里中委員・渡辺委員



一般会計当初予算規模は、1,302億27百万円  
前年度に比べ19億34百万円の増となり、令和元年度に次ぐ過去2番目の  
予算規模となりました。  
特別会計を含めた総財政規模は1,855億77百万円、前年度に比べ3億6  
3百万円の減となりました。

財政規模の対前年度比較

(単位:百万円)

区 分	3年度	2年度	増減額	増減率(%)
一 般 会 計	130,227	128,293	1,934	1.5
人 件 費	24,571	25,208	△638	△2.5
事 業 費	88,426	86,644	1,781	2.1
投 資 的 経 費	17,230	16,441	790	4.8
特別会計(3会計)	55,350	57,647	△2,296	△4.0
合 計 ( 4 会 計 )	185,577	185,940	△363	△0.2



## ①3年度予算の特徴

1. 大幅な歳入減の中でも、  
区民生活をしっかりと支える予算
2. 感染症の拡大防止と社会経済活動の  
両立を図った予算
3. SDGs 未来都市の実現を目指し、  
新たな躍進を生み出す予算



## ②もっとも質疑が多かった項目

- 防災対策について
- 新型コロナウイルス感染症  
対策について



## ◇防災対策

- 防災訓練
- 女性の防災リーダー
- 防災部門の女性の役割・女性の視点による避難所運営
- 救援センター …等



## ◇新型コロナウイルス感染症対策

- 新型コロナウイルスワクチン接種について
- コロナ下での保育施設・認可外施設の運営について
- PCR検査について
- コロナ禍での経済見通しとして、中小企業の経済対策について …等



# 総務委員会報告



## 総務委員会

委員長: 松下 創一郎      副委員長: ふま ミチ

西山 陽介      元谷 ゆりな

ふるぼう 知生      竹下 ひろみ

村上 宇一      細川 正博

小林 ひろみ



# 第8号議案

## 山手線池袋・大塚間西巢鴨橋

### 新設工事委託契約について

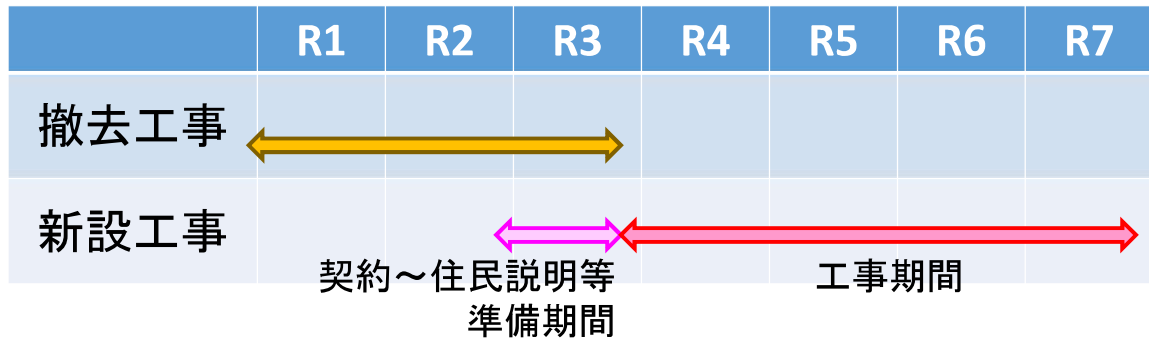


#### 第8号議案 西巢鴨橋新設工事委託契約について 西巢鴨橋: 昭和34年架設(61年経過)



第8号議案 西巢鴨橋新設工事委託契約について

工事期間は撤去を含めると令和元年度から令和7年度末まで



第8号議案 西巢鴨橋新設工事委託契約について

契約金額		総事業費
合計 59.4億円	新設工事 (今回契約)	30.9億円
	撤去工事	19.7億円
	桁製作費	7.3億円
	取付部等	1.5億円



# 第9号議案

旧第十中学校跡地への野外スポーツ施設整備・管理運営事業 設計・建設・工事管理に関する委託契約について



## 第9号議案 旧十中跡地への野外スポーツ施設整備契約について 旧第十中学校:豊島区千早4-8-19





## 第9号議案 旧十中跡地への野外スポーツ施設整備契約について

面積: 15,855m<sup>2</sup>

### 多目的グラウンド

- サッカー  
(中学生以上 公式サイズ)
- ラグビー
- 少年野球
- フットサル(4面)
- テニスコート(2面)

管理棟

駐車場、照明、防球フェンス等



## 第9号議案 旧十中跡地への野外スポーツ施設整備契約について

契約方式: DBFO(design build finance operation)方式

応募 : 2グループ

選定G: 建設技術研究所、富士グリーンテック、渡辺建設  
ピーウォッシュ、BONFIM、日立キャピタル

施設整備費の契約額

15億2872万9765円

令和6年度供用開始予定



### 3陳情第4号

## 女性差別撤廃条約選択議定書の 批准を求める意見書提出についての陳情



### 3陳情第4号 女性差別撤廃選択議定書批准の意見書提出について

#### 女性差別撤廃条約選択議定書とは・・・

女性差別撤廃条約(我が国は昭和60年批准)において、  
権利の侵害についての個人通報制度を規定したもの  
条約を締約した189か国のうち、114か国が選択議定書  
を締約している



# 区民厚生委員会

里中 郁男(委員長)	有里 真穂(副委員長)
池田 裕一	木下 広
高橋 佳代子	永野 裕子
渡辺 くみ子	わがい 哲代
古塚 としひと	



## 区民厚生委員会 第20号議案 豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例

### 【改正内容】

#### 1. 所得割額の算定に関する改定

長期譲渡所得に関する特別控除を定める規定の見直し

(1)租税特別措置法 第35条の3第1項を追加【第15条】

#### 2. 保険料率等の改定(表1)

一般被保険者に係る基礎賦課額【第15条の4、第19条の2】

(1)所得割率「100分の7.14」⇒「100分の7.13」

(2)均等割額「39,900円」⇒「38,800円」

一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額【第15条の12、第19条の2】

(1)所得割率「100分の2.29」⇒「100分の2.41」

(2)均等割額「12,900円」⇒「13,200円」

介護納付金賦課額【第16条の4、第19条の2】

(1)所得割率「100分の1.96」⇒「100分の2.45」

(2)均等割額「15,600円」⇒「17,000円」



表1：保険料率の改定

保険料区分		現行		改正(案)		
基礎分	保険料率等	所 得 割	7.13%		7.13%	
		均 等 割	39,900円		39,800円	
	均等割減額	7 割 減 額	27,930円	減額後の保険料 11,970円	27,160円	減額後の保険料 11,640円
		5 割 減 額	19,950円	減額後の保険料 10,050円	19,400円	減額後の保険料 10,400円
		2 割 減 額	7,980円	減額後の保険料 3,020円	7,760円	減額後の保険料 3,040円
賦課限度額			63万円		63万円	
1人当たり保険料 (豊島区(豊島額))			89,474円		85,636円	
後期高齢者 支援率分	保険料率等	所 得 割	2.29%		2.41%	
		均 等 割	12,960円		13,200円	
	均等割減額	7 割 減 額	9,030円	減額後の保険料 3,970円	9,240円	減額後の保険料 3,960円
		5 割 減 額	6,450円	減額後の保険料 2,450円	6,600円	減額後の保険料 2,400円
		2 割 減 額	2,580円	減額後の保険料 10,380円	2,640円	減額後の保険料 10,560円
賦課限度額			19万円		19万円	
1人当たり保険料 (豊島区(豊島額))			30,565円		30,787円	
介護 納付金分	保険料率等	所 得 割	1.96%		2.45%	
		均 等 割	15,600円		17,000円	
	均等割減額	7 割 減 額	10,920円	減額後の保険料 4,680円	11,900円	減額後の保険料 4,400円
		5 割 減 額	7,800円	減額後の保険料 3,600円	8,500円	減額後の保険料 3,500円
		2 割 減 額	3,120円	減額後の保険料 12,480円	3,400円	減額後の保険料 12,600円
賦課限度額			17万円		17万円	
1人当たり保険料 (豊島区(豊島額))			35,793円		40,853円	



区民厚生委員会 第20号議案 豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例

【改正内容】

3. 保険料の減額の判定基準に関する改定(表2)【第19条の2】【附則第3条】

(1)保険料の被保険者均等割額の減額に係る基準について、基準額(基礎控除相当分)を33万円から43万円に引き上げるとともに、一定の給与所得を有する者又は公的年金等に係る所得を有する者(以下「給与所得者等」という。)が2人以上いる場合には、当該基準額に、給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものとする。

(2)公的年金等控除の引き下げによる見直し

表2：減額判定基準

	現行	改正(案)
7割減額基準額	33万円	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)
5割減額基準額	33万円+28.5万円×加入者数	43万円+28.5万円×加入者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)
2割減額基準額	33万円+52万円×加入者数	43万円+52万円×加入者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)



## 区民厚生委員会 第20号議案 豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例

### 【改正内容】

#### 4. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金に関する改定 【附則第8条】

##### (1)新型コロナウイルス感染症の定義変更

※改正の前後で傷病の範囲に変更なし



## 区民厚生委員会 第3号議案 豊島区介護保険条例の一部を改正する条例について

### 1 改正理由

介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第129条第3項の規定に基づき、第8期介護保険事業計画期間(令和3年度～5年度)における介護保険料額を設定するとともに、所要の規定の整備を図るため。

### 2 改正内容

(1)保険料率の改定(第12条第1項関係) 国による基準所得金額の見直しや第8期計画期間における介護給付費見込み額の増等を踏まえ、介護保険料額を改定する。

保険料基準額 (第5段階)	第7期	第8期
年額	73,080円	74,400円
月額	6,090円	6,200円



## 区民厚生委員会 第3号議案 豊島区介護保険条例の一部を改正する条例について

### 2 改正内容

(2)低所得者の保険料軽減の実施(第12条第2項から第4項関係)介護給付費の5割とは別枠で公費(国1/2、都1/4、区1/4)を投入し、低所得者の介護保険料の軽減を第1段階から第3段階において実施する。

保険料額	軽減適用前	軽減適用後	軽減額
第1段階	37,200円	22,320円	14,880円
第2段階	52,080円	33,480円	18,600円
第3段階	55,800円	52,080円	3,720円

### (3)その他

- ・第8期計画期間基準所得金額(全国値)の変更により、第8段階、第9段階、第10段階の基準所得金額を変更
- ・平成30年度税制改正により介護保険料への影響が生じないよう、保険料率の算定に関する基準の特例の追加(附則関係)

3 施行期日 令和3年4月1日



## 区民厚生委員会 3陳情第3号東京都の都立病院・公社病院の「地方独立行政法人化」について

### 1. 東京都の計画

#### 【目的】

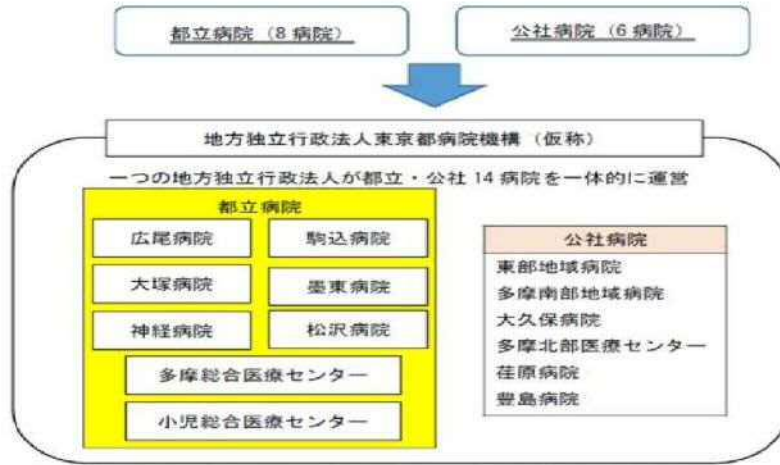
超高齢社会の到来や医療の担い手不足など、医療課題が深刻な状況にあっても、安定的・継続的な行政的医療の提供や都の医療政策への貢献などの役割を将来にわたって果たしていく。

#### 【概要】

・令和4年度内を目途に、都が100%出資する地方独立行政法人を設立し、都立病院と公社病院を一体的に運営する。・地方独立行政法人化により、機動的な医療スタッフの確保等を図り、従来以上に質の高い医療の提供や患者サービスの充実をめざす。・医療を取り巻く環境の変化に関わらず、行政的医療(災害医療・周産期医療・救急医療・小児医療)および地域医療を確実に都民へ提供する体制を整える。



区民厚生委員会 3陳情第3号東京都の都立病院・公社病院の「地方独立行政法人化」について



※東京都健康長寿医療センターは平成21年4月1日に地方独立行政法人化



区民厚生委員会 3陳情第3号東京都の都立病院・公社病院の「地方独立行政法人化」について

2. 豊島区と都立大塚病院の関係

① 受診者に占める豊島区民の割合



※毎年、10月の第3水曜日に全都立病院で実施している定点患者調査より





## 区民厚生委員会 3陳情第3号東京都の都立病院・公社病院の「地方独立行政法人化」について

### ②豊島区と関連する事業

#### (1)豊島文京平日準夜間こども救急事業

都立大塚病院・豊島区・文京区・各区医師会による共同運営。



※令和元年10月1日より文京区と共同実施



# 都市整備委員会

根岸 光洋(委員長)

くつざわ 亮治

塚田 ひさこ

儀武 さとる

磯 一昭

藤澤 愛子(副委員長)

さくま 一生

中澤 まさゆき

島村 高彦





## 豊島区立児童遊園条例の一部を改正する条例

### 1. 改正理由

区民ひろば池袋及び池袋第二区民集会室の改築に伴い、池袋四丁目児童遊園の敷地を同敷地に編入するため、池袋四丁目児童遊園を廃止する。

### 2. 改正内容

池袋四丁目児童遊園の廃止に伴う改正：別表第1 設置する児童遊園を削除する。

### 3. 施行期日

令和3年4月1日

条例改正後、解体工事開始までの期間(令和3年6月予定)は、これまでと同等の利用ができるよう、仮児童遊園として公園緑地課が管理する。

	名 称	位 置
改正前	池袋四丁目児童遊園	東京都豊島区池袋四丁目21番8号
改正後	—	—



## 豊島区立児童遊園条例の一部を改正する条例

### 4. 現況(1)位置図及び周辺の公園等の現況

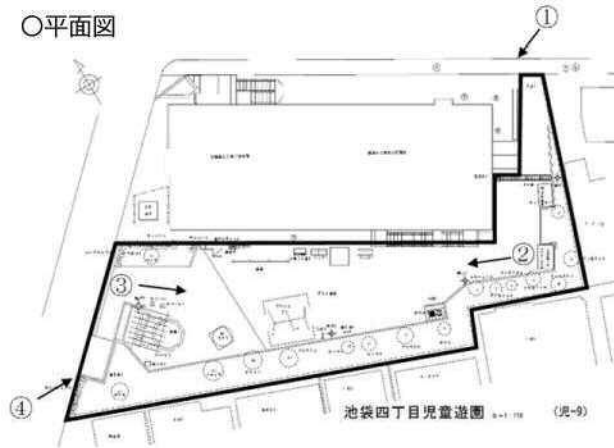


(2)池袋四丁目児童遊園について  
所在地：豊島区池袋  
4-21-8 面積：  
690.33㎡  
開設：昭和28年10月  
7日 主な施設：ブランコ、鉄棒、砂場



# 豊島区立児童遊園条例の一部を改正する条例

○平面図



# 豊島区立児童遊園条例の一部を改正する条例

○既存配置図



○改築配置図 (案)



## 豊島区立児童遊園条例の一部を改正する条例

### ○整備スケジュール（案）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
鉄骨造改築 (約1,100㎡) (2階建て)		6月 解体工事 10月	10月 開設
	区民ひろば仮移転 児童遊園廃止		



## 豊島区立公衆便所条例の一部を改正する条例

### 1. 改正理由

大塚駅周辺整備事業に伴い、「大塚駅前公衆便所」の撤去・新設工事を実施している。公衆便所の設置場所が移動するため、住所を変更する。

### 2. 改正内容

大塚駅前公衆便所の住所変更による改正  
別表 位置の住所を改正する。

	名称	位置
改正前	大塚駅前公衆便所	東京都豊島区南大塚三丁目33番1号
改正後		東京都豊島区北大塚二丁目1番3号

### 3. 施行期日 令和3年3月27日



# 豊島区立公衆便所条例の一部を改正する条例

## 4. 位置図



## 5. 施設概要

既存公衆便所 (昭和45年3月築)	新設公衆便所
男女兼用	男性用・女性用・誰でもトイレ
小便器：3基 大便器2基	男性用：小便器2基 大便器1基
	女性用：大便器2基
	誰でもトイレ：1基



# 豊島区立公衆便所条例の一部を改正する条例

## 6. 工事スケジュール

令和3年3月末工事竣工予定

## 7. 写真



# 子ども文教委員会

芳賀 竜朗(委員長)      星 京子(副委員長)  
 石橋 正史                      辻 薫  
 河原 弘明                      清水 みちこ  
 入江 あゆみ                    川瀬 さなえ  
 小林 弘明



## 子ども文教委員会 第11号議案 豊島区立舞台芸術交流センターの指定管理者の指定について

1. 対象施設  
豊島区立舞台芸術交流センター(豊島区東池袋四丁目5番2号)
2. 指定管理者候補者  
公益財団法人 としま未来文化財団

代表者	理事長 高野 之夫
所在地	東京都豊島区東池袋一丁目20番10号としま区民センター内
設立	昭和60年4月1日 ※ 昭和60年4月に財団法人豊島区コミュニティ振興公社として設立され、平成17年4月に旧財団法人豊島区街づくり公社と統合し、財団法人としま未来文化財団に名称変更となる。さらに、平成23年4月に公益財団法人に移行した。
基本財産	500,000千円
職員数	130名(令和2年11月16日現在)
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化・芸術の伸展に関する事業</li> <li>・区から受託する文化施設等の管運運営に関する事業</li> <li>・まちづくり活動の推進と支援に関する事業</li> </ul>



## 子ども文教委員会 第11号議案 豊島区立舞台芸術交流センターの指定管理者の指定について

### 3. 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

### 4. 非公募の根拠規定及び理由

#### (1) 根拠規定

「豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第2条第2項

※区が出資している法人について非公募を認める旨記載。

#### (2) 理由

舞台芸術交流センターの設置目的と公益財団法人としま未来文化財団(以下、「財団」という)の設立目的が、文化芸術の発信やコミュニティの醸成など合致しており、財団に指定管理をさせることにより、上記根拠規定の「地域住民参画を積極的に活用した施設の管理が図られ、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができる」と認められるため。



## 子ども文教委員会 第12号議案 豊島区立地域文化創造館の指定管理者の指定について

### 1. 対象施設

豊島区立雑司が谷地域文化創造館(豊島区雑司が谷三丁目1番7号)

### 2. 指定管理者候補者

公益財団法人 としま未来文化財団

代表者	理事長 高野 之夫
所在地	東京都豊島区東池袋一丁目20番10号としま区民センター内
設立	昭和60年4月1日
基本財産	500,000千円
職員数	130名(令和2年11月16日現在)
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化芸術の伸展に関する事業</li> <li>区から受託する文化施設等の管運運営に関する事業</li> <li>まちづくり活動の推進と支援に関する事業</li> </ul>



## 子ども文教委員会 第12号議案 豊島区立地域文化創造館の指定管理者の指定について

### 3. 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)

### 4. 非公募の根拠規定及び理由

#### (1) 根拠規定

「豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第2条第2項

※区が出資している法人について非公募を認める旨記載。

#### (2) 理由

地域文化創造館の位置づけと公益財団法人としま未来文化財団(以下、「財団」という)の設立目的が合致しており、財団に指定管理をさせることにより、上記根拠規定の「地域住民参画を積極的に活用した施設の管理が図られ、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができる」と認められるため。



## 子ども文教委員会 報告事項6 令和3年度 小学校移動教室・中学校移動教室について

### 1 実施場所

TOKYO GLOBAL GATEWAY(トウキョウ グローバル ゲートウェイ)(以下「TGG」)

- 住所: 東京都江東区青海2-4-32 TIME24ビル1~3階
- 交通: ゆりかもめ「テレコムセンター」駅 徒歩2分 首都高速湾岸線「臨海副都心」出口から3分
- 概要: 平成30(2018)年9月にオープンした体験型英語学習施設。

### 2 実施時期

10月1日(木)~11月16日(月) 日帰りで実施。

### 3 参加費等

交通(観光バス)費・プログラム参加費は公費負担(昼食費・傷害保険費は、保護者負担)

### 4 感染防止対策について

- ・施設との往復には観光バスを用意し、バスの定員を半分にして運行。
- ・TGGでは、午前中使用した教材は午後には使用しない等、感染防止対策を徹底して行っている。



## 子ども文教委員会 報告事項6 令和3年度 小学校移動教室・中学校移動教室について



## 子ども文教委員会 報告事項6 令和3年度 小学校移動教室・中学校移動教室について

### 令和2年度中学3年生修学旅行代替行事について

- 1 千登世橋中学校 グランドニッコー東京ベイ舞浜
- 2 駒込中学校 ホテルオークラ東京ベイ
- 3 千川中学校 ヒルトン東京ベイ
- 4 明豊中学校 グランドニッコー東京ベイ舞浜
- 5 西巣鴨中学校 シェラトン・グランデ・トーキョウベイ・ホテル
- 6 西池袋中学校 ヒルトン東京ベイ
- 7 池袋中学校 ヒルトン東京ベイ
- 8 巣鴨北中学校 ヒルトン東京ベイ





子ども文教委員会 報告事項6 令和3年度 小学校移動教室・中学校移動教室について

